⑵　平成22・23・24年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」又は「役務の提供等」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有する者であること。
⑶　上記⑵に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者が競争に参加するためには、当該資格の決定を受けかつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。
⑷　その他予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
⑸　電子入札システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒980―0013 仙台市青葉区花京院１－１－20　東北地方整備局総務部経理調達課契約管理係　小田　伸行　電話022―716―0013
⑵　電子入札システムＵＲＬ及び問い合わせ先
国土交通省電子入札システム
https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/
上記⑴の問い合わせ先と同じ
⑶　入札説明書の配付期間、場所及び方法　平成24年８月１日から平成24年９月27日まで
上記⑴の場所において配付する。
⑷　紙入札方式による証明書等の受領期限、及び電子入札システムによる入札書類データ（証明書類）の受領期限　平成24年９月７日16時00分
⑸　紙入札、郵送等による入札書、及び電子入札システムによる入札書の受領期限　平成24年９月27日16時00分
⑹　開札日時及び場所　平成24年９月28日10時00分　東北地方整備局（花京院庁舎）会議室
4　その他
⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書に示す特定役務を履行できることを証明する書類を提出しなければならない。
①　紙入札方式により参加を希望する者は、必要な証明書等を所定の受領期限までに上記３⑴に示す場所に提出しなければならない。
②　電子入札システムにより参加を希望する者は、所定の受領期限までに入札書類データ（証明書等）を上記３⑵に示すＵＲＬに提出しなければならない。
なお、①、②いずれの場合も、入札参加希望者は開札までの間において、契約担当官等から当該証明書等の内容に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した特定役務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑺　手続きにおける交渉の有無　無
⑻　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yasuyuki Kajiwara Vice Director-General, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 77
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Repair service of the Drainpump. 1 set
⑷　Fulfillment period : 29 March 2013
⑸　Fulfillment place : As shown in the tender documentation
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;
①　not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
②　have Grade A, B or C in “Manufacturing of products” or “Service of products” in the Tohoku district, in terms of the qualification for participatingin tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year, 2010／2011／2012
③　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order
④　acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system
https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/
⑺　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 16 : 00　27 September 2012 (tenders brought with 16 : 00　27 September 2012 or submitted by mail 16 : 00　27 September 2012)
⑻　Contact Point for the notice : Nobuyuki Oda, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism ; 1―1―20 Kakyouin, Aoba-ku, Sendai-city, Miyagi-pref 980―0013 Japan. TEL 022―716―0013

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年８月１日
支出負担行為担当官
近畿地方整備局副局長　田邊　俊郎
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　28

**○第４号**

1　調達内容
⑴　品目分類番号　77
⑵　購入等件名及び数量　船舶（海面清掃兼油回収船）「Dr.海洋」修理及び改造　１式
⑶　調達案件の仕様等　本業務は、船舶（海面清掃兼油回収船）「Dr.海洋」の普通修理及び改造（浮遊堰式油回収機への管摩擦低減機能の設置及びそれに伴う臨時検査含む）を行うものである。
⑷　履行期間（納期）　契約締結の日より平成24年11月16日まで
但し、本船の引き渡しは平成24年10月22日以降とし、詳細は監督職員と協議するものとする。
⑸　履行場所（納入場所）　近畿地方整備局神戸港湾空港技術調査事務所ドック
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑺　電子入札システムの利用　本案件は、競争参加資格確認に必要な書類（証明書等審査申請書、以下「申請書」という。）の提出及び入札を電子入札システムで行う対象案件である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年４月30日勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　平成22・23・24年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等（船舶整備）」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされた近畿地域の競争参加資格を有する者であること（有資格者が「会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。）。
①　更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写しでも可）
②　許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類（写しでも可）